

日立市監査告示第10号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年11月18日

日立市監査委員 鈴木利文

同 伊藤健也

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

- (1) 監査の種別 公の施設の指定管理者監査
- (2) 団体名 社会福祉法人 日立市社会福祉事業団
- (3) 施設名 萬春園、萬春園デイサービスセンター
はまぎく荘デイサービスセンター
老人福祉センターはまぎく荘

2 監査の着眼点

- (1) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務における主な着眼点

ア 対象団体

- (ア) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (イ) 出納関係帳簿の整備及び記帳は適正になされているか。

イ 所管課

- (ア) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (イ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

3 監査の実施内容

- (1) 対象期間 令和3年4月1日から令和4年8月31日まで
- (2) 実施期間 令和4年9月13日から令和4年10月28日まで
- (3) 実施方法 関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

4 監査の結果

監査の結果、嘱託調理員の報酬の支給誤り、指定管理施設の使用許可における事務手続の不備について指導事項があったが、その他の事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該団体において必要な処理を行った。

以上